

■LEXUS ネイチャーステイ優待パスご利用者向け車両貸出サービスに関するトヨタレンタカー貸渡約款に係る特約

トヨタレンタリース鹿児島（以下「**当社**」といいます）は、トヨタレンタカー貸渡約款（以下「**貸渡約款**」といいます）における総則第1条第2項に基づき、LEXUS ネイチャーステイ優待パスご利用者向け車両貸出サービス（以下「**本サービス**」といいます）に関し、本サービスを利用されるお客様（以下「**借受人**」といいます）と当社間におけるレンタカー貸渡契約について、以下のとおり、貸渡約款に係る特約（以下「**本特約**」といいます）を定めるものとし、借受人は、本サービスのお申込みにあたり、本特約の全文をお読みいただいた上で、本特約の内容に同意いただく必要があります、本サービスにお申込みいただいた際は、本特約に同意いただいたものとみなします。

なお、本特約において使用する用語の定義は、本特約で別途定める場合を除き、貸渡約款の定義に従うものとします。

□ 本特約の目的等

1. 本特約は、本サービスにおける、借受人と当社間のレンタカー貸渡契約に関し、貸渡約款の特則を定めることを目的とします。
2. 本特約に定めのない事項については、貸渡約款の規定が引き続き適用されるものとします。

□ 貸渡約款「個人データの取扱いについて」の第4項（個人データの第三者提供）

貸渡約款における「個人データの取扱いについて」の第4項（個人データの第三者提供）の提供先に「株式会社 SANU」を追加する。以下は、追加後の第4項の規定である（変更箇所は下線太字部分）。

4.（個人データの第三者提供）

利用者は、当社が、以下の各利用目的で、利用者の個人データを以下の提供先（利用者の所在する国以外に所在する可能性があります）に対して提供することに同意します。利用者は、当社による第三者への自己の個人データの提供の停止を求めることができますが、停止を求める個人データの項目によっては、当社が提供するサービスの一部が利用できなくなる場合があります。

- (1) 提供される個人データ：利用車種クラス、使用目的及び借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報並びに利用者の氏名及び住所、レンタカーの利用時に取得する車両データ(個人を特定できないよう加工したデータに限ります)等
- (2) 提供先及びその利用目的：

提供先	提供先の利用目的	提供先の所在国
トヨタ自動車株式会社	借受人に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うため	日本
トヨタ自動車株式会社 及びトヨタ自動車株式会社と情報提供契約等を締結した者	商品及びサービスの企画・開発又は利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するほか商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため	日本
トヨタ自動車株式会社 及びトヨタレンタカー店	貸渡契約締結の円滑化等、利用者に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備を行うため 運転診断の結果に基づき、関連する商品・サービスを提供するため 関連する商品・サービスの研究開発のため運転診断の結果を分析し、論文として社外発表するため（特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）	日本
利用者が利用した有料道路運営会社等（トヨタレンタカー貸渡約款第4章第14条第4項に定義します）	利用者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せと請求対応のため	日本
トヨタ自動車株式会社 及び提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）	よりよい社会・交通・生活環境の創出のため（レンタカーの利用時に取得する車両データのみを提供するものとし、個人を特定できる情報を提供しません）	日本
トヨタ自動車株式会社	クレジットカード利用の際	日本及び各クレジットカード

及び借受人が利用したクレジットカード会社(以下「クレジットカード会社」という)	の決済一般に関する業務(クレジットカードの不正利用検知・防止(3Dセキュア)の実施、及びクレジットカード会社からクレジットカードの不正利用の疑いで利用実績その他不正利用に関連する事項の問い合わせを受けた場合の回答を含みます)を実施するため	ド会社の所在国
<u>株式会社 SANU</u>	<u>貸渡契約に関する予約情報の確認、利用実績の確認、トラブル発生時の報告、貸渡契約に関する問い合わせ対応等</u>	<u>日本</u>

□ 貸渡約款「第2章 総則」の第2条（予約の申込）

貸渡約款における第2章 第2条（予約の申込）の規定を以下のとおり変更する。なお、変更箇所は下線太字部分である。

第2条（予約の申込）

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、本サービス所定の料金表等に同意のうえ、本サービス所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他本サービスの予約の申込に必要な借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。なお、チャイルドシート等付属品の要否及び、補償制度への加入の要否については、レンタカーを実際に借受ける際に申込を行い、同申込に係る費用を当社に対して直接支払うものとします。

2. 当社は、借受人から、本サービス所定の方法により予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を、本サービス所定の方法により支払うものとします。

□ 貸渡約款「第2章 総則」の第4条（予約の取消等）

貸渡約款における第2章 第4条（予約の取消等）の規定を以下のとおり変更する。なお、

変更箇所は下線太字部分である。

第4条（予約の取消等）

借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。

2. 借受人及び当社は、本サービス所定の方法により、本サービスの予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3. 借受人の都合により本サービスの予約が取消されたときは、借受人は、本サービス所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金がある場合は、これを借受人に返還するものとします。

4. 当社の都合により本サービスの予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。

5. 前2項以外の事由（輸送機関の停止、前利用者による事故等のトラブル、伝染病その他借受人及び当社の責めに帰すことができない事由）により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、借受人の責めに帰すことができない事由については、借受人はそれを示す証明書等を当社に提出するものとし、借受人の責めに帰すことができない事由があると当社が判断した場合、当社は受領済の予約申込金がある場合は、これを借受人に返還するものとします。

6. 借受人及び当社は、本サービスの予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

□ 貸渡約款「第2章 総則」の第5条（代替レンタカー）

貸渡約款における第2章 第5条（代替レンタカー）の規定を以下とおり変更する。なお、変更箇所は下線太字部分である。

第5条（代替レンタカー）

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

2. 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。なお、借受人は、

当社による代替レンタカーの貸渡の申込を受けた場合、当該申込を承諾するかどうかの回答を、当社が指定する期間内に行うものとします。

3. 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金を、代替レンタカーを実際に借受ける際に別途当社に対して支払うものとします。

4. 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。

□ 効力

本特約は2026年4月20日より発効します。

□ 本特約の変更

当社は、本サービスの内容の変更、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、又は法令の変更その他必要があるときは、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容及びその効力発生時期を、予め本サービスに関するサイト等に公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。

以上